

## 退職手当等に係る特別徴収

退職所得に対する個人の町民税・県民税は、退職手当等の支払の際に、所得税の場合と同様に、退職手当等の支払者がその税額を計算し、その税額を退職手当等から納入していただくことになっています。

(1) 課税する市町村と納税義務者

退職所得にかかる市町村民税・県民税を課税する市町村は、退職手当等の支払を受ける人のその**退職手当等の支払を受けるべき日（通常は退職した日）**の属する年の1月1日現在における住所の所在する市町村です。

退職所得に対する個人の町民税・県民税の納税義務者は、嘉手納町に住所を有する者で、退職手当等の支払を受ける方です。

(2) 退職所得の金額

退職所得の金額は、退職手当の金額から勤続年数に応じた退職所得控除を控除して得た金額の2分の1

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職手当等収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

(3) 退職所得の控除額

勤続年数	控除額
20年まで	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
21年以上	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※勤続年数に端数があるときは、切り上げて算定します。

例) 22年9ヶ月→23年

(4) 特別徴収すべき税額の計算方法

退職所得にかかる町民税・県民税の税額は、退職所得の金額に税率（町民税6%、県民税4%）を適用して計算します。

退職手当等 収入金額	-	退職所得 控除額	=	退職所得 控除後の 退職手 当等の 金額	×	2分の1	×	税率 町民税6% (A) 県民税4% (B)	=	特別徴収すべき税額 町民税 (A) 県民税 (B)
(1,000円未満切捨て)										

例) 勤続年数24年2月、退職手当支払額14,223,632円の場合：退職所得控除額（25年として計算）→11,500,000

14,223,632円	-	11,500,000円	=	2,732,632円	×	2分の1 = 1,361,000円	×	税率 町民税1,361,000円×6%=81,600円 県民税1,361,000円×4%=54,400円	=	特別徴収すべき税額 町民税 81,600円 県民税 54,400円 合計 136,000円	
				(1,000円未満切捨て)				(100円未満切捨て)		(100円未満切捨て)	

※ 平成25年1月1日以降に支払われる退職手当等に関しては、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除が廃止されています。